

新型コロナウイルス感染症に関する長野市の対応（5月8日～）

令和5年4月28日
長野市総務部危機管理防災課

新型コロナウイルスの新規感染者数は本年2月以降、大きく減少しており、長野市を含む長野医療圏における県の感染警戒レベルでは小康期が継続しています。

国においては、5月8日から感染症法上の位置付けを、現在の新型インフルエンザ等感染症から、季節性インフルエンザと同等の5類に移行することを決定し、これに伴い、国及び長野県の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されます。これを受けて、本市も長野市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止いたします。

5月8日以降は長野市保健所において、感染状況の把握や患者に対する医療提供体制の整備等の対応を実施してまいります。

市民・事業者の皆様におかれましては、重症化リスクや場面・場所等に応じた適切なマスクの着用をはじめとして、基本的な感染防止対策については継続をお願いします。

I 市民・事業者の皆様、以下の行動をお願いします。

1 基本的な感染防止対策の徹底

- (1) マスク着用は個人の判断によりますが、医療機関や高齢者施設等に入る時、重症化リスクの高い方（65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦等）が混雑した場所に行く時等はマスク着用を推奨します。
- (2) 常時換気やこまめな換気を実施し、手洗い・手指消毒に努めてください。

2 体調がすぐれない場合の対応

- (1) 仕事や学校などへの外出を控えてください。やむを得ず外出するときは、マスクの着用を推奨します。
- (2) 高齢者や基礎疾患がある方、子どもや妊娠している方、症状の強い方は、速やかに、かかりつけ医等身近な医療機関へ相談の上、受診してください。
- (3) 救急車や、休日・夜間の急病センター・救急外来は、症状が強く、急を要する場合に利用し、それ以外の場合には、平日の昼間に一般の医療機関を受診してください。
【軽い症状の目安】 歩ける、飲める・食べられる、息が苦しくない

3 ワクチン接種の検討

- (1) 令和5年春開始接種及び令和5年秋開始接種における追加接種をご検討ください。
- (2) 接種の対象者や時期、集団接種会場等について、市ホームページや折り込みチラシ等を通してお知らせしますのでご確認ください。

4 社会経済活動を維持するための取組

(1) 会食

「新たな会食のすゝめ」及び「信州の安心なお店」は廃止になりますが、店舗等の事業者が実施する感染防止対策に協力してください。

(2) 旅行

「信州版 新たな旅のすゝめ」を参考にするとともに、宿泊施設等の事業者が実施する感染防止対策に協力してください。

(3) イベント

イベントの開催制限は廃止になりますが、主催者が実施する感染防止対策に協力してください。

(4) 施設・店舗等

業種別ガイドラインは廃止となりますが、維持される業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に協力してください。

5 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

II 市としての取組

1 感染状況の把握と情報提供

定点医療機関からの報告を受け、市の感染症情報（週報）により情報提供します。

2 医療提供体制の整備

外来や入院に対応する医療機関の数を増やし、一般の疾患と同様の医療体制が整備できるよう、県や県保健所と連携して取り組みます。

3 ワクチン接種の実施

国及び県と連携し、関係機関や医療関係者の協力のもと、個別接種を基本として補完的に集団接種を行う体制を整備し、接種を希望する人の接種機会を確保します。

4 学校や保育園の体制

国や県の方針等を踏まえ、適切に対応してまいります。

5 市庁舎及び市有施設における対策

令和5年3月6日付け「市庁舎及び市有施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方」を継続し、各施設の特性を踏まえた施設管理、窓口対応等を行います。

6 市内経済の推進

国の方針や感染状況を踏まえ、市として必要な施策を実施します。